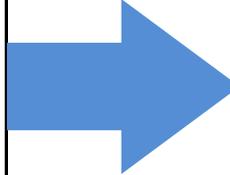


【公的年金に係る特別徴収税額算定方法の見直し】

改正前

仮徴収税額（4月・6月・8月の合計）
 = 前年度分の本徴収税額
 （前年度2月分の特別徴収税額×3）
 本徴収税額（10月・12月・2月の合計）
 =（年税額－仮徴収税額）



改正後



仮徴収税額（4月・6月・8月の合計）
 =（前年度分の年税額×1/2）
 本徴収税額（10月・12月・2月の合計）
 =（年税額－仮徴収税額）

例) 公的年金の所得に係る住民税が毎年通常60,000円である方が、医療費控除により平成30年度のみ36,000円となった場合

年度	年税額	改正前		改正後	
		仮徴収税額 (4月・6月・8月)	本徴収税額 (10月・12月・翌2月)	仮徴収税額 (4月・6月・8月)	本徴収税額 (10月・12月・翌2月)
29	60,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
30	36,000円 (医療費控除の増)	30,000円	6,000円	30,000円	6,000円
31	60,000円	6,000円	54,000円	18,000円 (36,000円×1/2)	42,000円
32	60,000円	54,000円	6,000円	30,000円 (60,000円×1/2)	30,000円

一度生じた不均衡が平準化しない

年税額が2年連続で同額の場合、平準化する